

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福島県南相馬市原町区仲町二丁目5番地

氏 名 福島エコクリート株式会社
代表取締役 横田季彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許 可 の 年 月 日 平成30年 2 月 6 日
許 可 の 有 効 年 月 日 平成35年 2 月 5 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(固型化)

(2) 産業廃棄物の種類

ばいじん(石炭火力発電事業から排出されるものに限り、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上1種類

2 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3 許可の条件

中間処理(固型化)は、産業廃棄物を中間処理したものが環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に規定する土壌の汚染に係る環境基準に適合するように行うこと(中間処理したものを、産業廃棄物として処分する場合を除く)。

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成30年 2 月 6 日

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無